

旧大和小学校校舎等解体工事請負契約に係る意見について

第十中学校校舎等解体工事請負契約に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条に基づき区長から意見を求められた別紙案文について同意する。

旧大和小学校校舎等解体工事請負契約

下記のとおり工事請負契約を締結する。
記

- 1 契約の目的
旧大和小学校校舎等解体工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約の金額
金321,840,000円
- 4 契約の相手方
埼玉県川口市弥平三丁目7番17号
株式会社内山商事
代表取締役 中林和彦